

**都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（素案）
に係る意見提出手続きにおける意見の概要と市の考え方**

平成25年11月1日（金）から12月2日（月）までの間、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（素案）」に係る意見提出手続きを行ったところ、以下のとおり意見提出がありました。

意見の概要と、意見に対する市の考え方をまとめましたので、意見の概要とあわせて公表します。

- 意見提出者数 1人
 ○都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（素案）への意見 1件
 ○都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（素案）以外への意見 7件

表中の「市の考え方の区分」

- ◎：意見の全部又は一部を条例に反映したもの 1件中0件
 ○：意見の全部又は一部を条例の運用に反映したもの 1件中0件
 △：意見を条例制定、条例の運用に反映しなかったもの 1件中1件
 □：すでに条例に反映されているもの 1件中0件

※「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例素案」以外の意見等（7件）に対しては、市の考え方は示していません。

I 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（素案）への意見 1件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	道路は側溝を両側に、幅員6.6mを最低とする。6m拡幅約束が反古では都市計画はない。	条例で技術的細目において定められた制限を強化する場合の基準は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の2第1項第2号の規定において、小区間で通行上支障がない場合は、6メートルを超えない範囲で行うものであることとされています。また、令第25条第2号では小区間は4メートル以上、現行の市開発指導要綱では原則6メートル以上	△

	<p>とされていますが、本市は安全・安心を実現するまちを目指しており、緊急車両の円滑な通行を確保する必要があることから、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（素案）」第3条（技術的細目に係る制限の強化）第1号で、令第25条第2号本文に規定する道路が小区間で通行上支障がない場合の幅員の最低限度は6メートルとすることを考えています。</p> <p>このことにより、開発区域内に新設する道路の幅員は、全て6メートル以上となります。</p> <p>なお、小区間以外の道路については、令第25条第1号、第2号、第3号及び第4号の技術的細目が適用されます。</p>	
--	--	--

**Ⅱ 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（素案）以外への意見
7件**

No.	意見分野
1	都市計画とまちづくりはどこが違う。
2	緑ヶ丘の下水路沿い道路は、占用橋で狭い道路が一層狭い。
3	栗山新町から盲学校前道路までの6.6m幅の約束道路は実行が先決。
4	現上手繰川上流下水路の占用はすべて解消。
5	電電団地以北は中間3mを1m繰り下げの実施と底面に入っている排水路を高水面上に敷設替え。
6	東関東自動車道から佐倉境界まで佐倉市に断って1m繰り下げを申請。
7	市街化にしても排水路なしで洪水は最初に作った開発行為許可団地にしわ寄せでは都市計画ではない。

※Ⅰの「意見の概要」及びⅡの「意見分野」中の用語等については、いただいたご意見で使用されているものをそのまま記載しています。